柏市保健所運営基本計画推進状況

第2章 各論

第1節 安全・安心な暮らしのために

施策1 市民が身近に感じる保健所を目指して

●方向性

保健所の企画調整機能の強化と市民との協働による、情報の効果的な発信を目指します。

○方策 保健所の広報活動の検証と効果的な情報を発信します。(詳細 P.3~4)

	平成24年度計画	24年10月末までの進捗状況	平成24年度結果
保健所の広報・啓発活動の検証と評価	実施	一部実施	実施
広報紙の充実	実施		放射線対策で紙面が割かれるため、実施が難しく、 保健所だよりにて補完
ホームページ作成、メールマガジンの検討	実施	一部実施	実施
保健所だよりの発行	実施	実施	実施
講座の開催	実施	実施	実施

施策2 健康危機管理機能の強化と体制整備

●方向性

市における健康危機管理の位置づけをし、専門的判断能力の向上、健康危機体制の整備を目指します。

○方策 保健所が一体となって健康危機管理能力の向上に取り組みます。(詳細 P.5~6)

○万米 水陸川が 件になって陸塚地域音楽能力が同土に取り血がより。(中福 1:0 0)			
	平成24年度計画	24年10月末までの進捗状況	平成24年度結果
(1) 健康危機に対応できる職員の育成			
ア 職場内研修の実施	3回実施	2回実施	5回実施(うち1回は夜間の 自己啓発として実施)
イ 外部研修への派遣	実施	実施	実施
(2) 健康危機管理体制の整備			
健康危機管理指針と健康危機管理計画の策定	必要に応じて指針 や計画を修正	計画, 指針は作成済。 今後, 業務継続計画等も 含めて必要に応じて実施	計画, 指針は作成済。 今後, 業務継続計画等も 含めて必要に応じて実施
(3) 健康危機情報の発信			
ア 保健所だよりの発行(再掲)	実施	実施	実施
イ 市役所各部署と横断的取り組み	情報伝達訓練実施	防護服着脱等訓練を 実施	防護服着脱等訓練を 実施,柏市総合防災図 上訓練に参加
(4) 状況に応じた訓練の実施			
健康危機発生時対応のための訓練の実施	初動対応訓練 情報伝達訓練実施 発熱外来訓練実施	防護服着脱等訓練を実施, 緊急メール連絡訓練を実施	防護服着脱等訓練を実施, 緊急メール連絡訓練を実施

第2節 健やかで活力ある暮らしのために

施策1 市民一人ひとりが積極的な健康づくりに取り組めるために

●方向性

総合的な健康づくり推進体制の構築に向けた取組みと「健やか親子21」の効果的な推進を目指します。

○方策 健康増進計画を策定します。(詳細 P.7~8)

		平成24年度計画	24年10月末までの進捗状況	平成24年度結果
,	健康増進計画の策定	策定	作業中	実施

施策2 病気になったとしても安心して地域で暮らしていくために

●方向性

総合相談支援体制,地域包括ケアシステムの構築

○方策「ウェルネス柏」の総合保健医療福祉施設の機能を生かします。(詳細 P.9~10)

		24年10月末までの進捗状況	平成24年度結果
関係機関の支援,情報共有。効果的な啓 発,相談支援のための調査研究と取組み	調査研究	作業中	実施

第3章 計画の運用管理

第1節 市民に期待される保健所職員であるために

施策1 柏市保健所職員人材育成の考え方

●方向性

保健所職員としての総合力の向上,及び,公衆衛生活動の拠点としての機能強化に取り組みます。

○方策 「柏市保健所人材育成基本方針」を策定(詳細 P.11~12)

○ 万	平成24年度計画	24年10月末までの進捗状況	平成24年度結果
能力開発の目標設定	取組み	実施	実施
基本業務マニュアルの見直し	取組み	作業中	実施
職場内研修の実施	取組み	一部実施	実施
職場外研修の活用	実施	一部実施	実施
自己啓発の推進	取組み	一部実施	実施
ジョブローテーションの推進	検討	一部実施	実施
職種ごとのキャリアパスの策定	実施	実施	実施
県職員派遣終了に伴う対策検討	協議	作業中	継続
ワークライフバランスに対応した人員確保	検討	作業中	継続
効果的な人材確保への取組み	検討	作業中	実施
健康危機管理の教訓を生かした取組みの 実施	取組み	一部実施	実施
人材育成の評価・推進体制の確立	取組み	作業中	実施

	. 2 4 平 及 	市民が身近に感じる保健所を目指して
Į.		保健所の広報活動の検証と効果的な情報を発信
	予定していた施策	 (1) 保健所の広報・啓発活動の検証と評価ホームページやアンケートを活用し、検証・評価する (2) 分りやすい情報の発信分りやすく、親しみやすいホームページの作成、かしわメール配信サービスを利用した情報の発信 (3) 保健所だよりの発行 (4) 講座の開催「健康」「子育て」「動物愛護」など
平成24年度	主な実施内容	(1) 保健所の広報活動の現状を把握するため、9月と12月に保健所窓口やイベント会場にてアンケートを実施。9月実施分については検証・評価を行い、保健所内で結果を共有した。現在、12月に実施したアンケートについて集計し、検証中。 (2) 放射線健康相談に多く寄せられる質問について、ホームページにQ&A形式で掲載を行った。また、かしわメール配信サービスを利用して、「保健所だより」の発行を案内したほか、登録者約24,000人に「禁煙サポート事業」である禁煙体験への参加を募った。 (3) 保健所だよりを3回発行。熱中症や食中毒・感染症などの健康危機管理に関する啓発のほか、がん検診、高血圧などを特集した。そのほか、保健所職員の仕事の紹介や他部署との連携による記事を掲載し、役に立ち親しみやすい紙面づくりを心がけた。また、今年度から町会回覧を開始し、数多くの方々に情報発信を行った。 (4) 町会や育児サークル等からの依頼により、健康や子育てなどをテーマに講話を行ったり、健康づくり推進員との共催で、三師会へ講師を依頼するなど、各地域ごとに年1回の地域健康講座を開催した。そのほか動物愛護をテーマに、小学校3校で講座を開いた。
	結果及び成果	 (1) アンケートの実施により、保健所だよりやホームページに対する評価のほか、世代により情報の伝達状況や獲得方法、興味の対象などに顕著な差が出ていることがわかった。 (2) 放射線健康相談に多く寄せられる質問については、今年度約1,000件程度の閲覧があった。また、配信メールについては、配信後にホームページの閲覧数が急激に増えたり、市民からの問い合わせがあるなど、タイムリーな情報提供につながった。 (3) 保健所だよりについては、町会回覧を行うことにより、記事に対する問い合わせや申し込み等、市民からの反応があった。 (4) 三師会及び庁内各部署との連携により対象者のニーズに対応した内容、講師を幅広く選定し健康づくりの啓発を行った。 (1) 広報・啓発活動の検証・評価のためのアンケートについて
	実施したうえでの課題	は、保健所に関係する窓口やイベント等で行うため、どうして も偏りが出てしまう。 世代別による情報発信の方法を考える必要がある。

上記課題に対する対応	(1) アンケートの結果によっては、評価・検証方法を見直す必要がある。 インターネット等が使えない方にとって保健所だよりなどの 紙媒体での情報提供は、有効な情報伝達手段である。町会回覧 により、保健所の認知度も少しずつだが上がっているため、今 後も積極的に活用していきたい。
•	・ 広報・啓発活動については、昨年度作成した評価するしくみ に従い当面評価を行っていくが、偏りのない評価方法について も模索していくこととする。
見直しに向けて	・ 保健所だよりについては、年4回発行し町会回覧を行うほか、各種事業や他部署との連携を図り、より多くの方に配布できるようにしていく。
	対象によって伝達方法や内容を考え、より効果的な情報発信を行う。

	. <u>2 4 平 </u>	当日 回 進 抄 1人 次 健康危機管理機能の強化と体制整備
ű	運営計画の具体的な方策	健康危機管理能力の向上の取り組み
	予定していた施策	 (1)ア)健康危機に対応できる職員の育成職場内研修の実施イ) 外部研修への派遣 (2) 健康危機管理体制の整備 (3)ア)健康危機情報の発信保健所だよりの発行イ) 市役所各部署と横断的取り組み (4) 状況に応じた訓練の実施
		(1)ア) 原子力発電所の事故以来、健康危機としての側面もある放射線による健康不安の解消を目指し、市民からの放射線健康相談窓口を設置しており、今後、より多くの職員が相談に応えられる体制を整備するため、保健所以外の職員も対象に含めて、「放射線健康相談に関する説明会」を8月に2回実施した。また、10月の放射線医学総合研究所での研修に参加した市保健師を講師とし、放射線の健康不安に関するリスクコミニュケーションについて、11月に保健所夜間自己啓発研修として1回実施した。また、1月に東葛6市で放射線健康対策担当課の情報交換会を実施した。
		イ) 放射線健康相談に対応できる人材育成の中心を担う職員 を育成するため、保健師1名を10月に、放射線医学総合 研究所への研修に参加させるなど積極的に取り組んでいる。
平成24年度	主な実施内容	(2) 健康危機管理基本指針は平成22年度中に作成済み。 健康危機管理計画は平成23年度中に作成済み。 各マニュアルについては、医薬品、毒劇、感染症、食中毒、 狂犬病なども平成22年度中に作成済み。結核と精神について は平成23年度中に作成済み。 新型インフルエンザ等対策については、特別措置法の成立に 伴い、平成25年第1回定例市議会に対策本部条例案を上程す る予定、また、行動計画については、千葉県の新しい行動計画 との調整が必要であることから、策定時期は平成25年度とな る見込み。 また、大規模な感染症や食中毒などの健康危機発生時に他団 体との相互支援により市民の健康被害を最小限にとどめること
		を目的として,5月に船橋市と「保健所業務相互支援協定」を 締結をした。 (3)ア) 保健所だよりを7月,11月,1月に発行した。今後は 3月に発行予定。健康危機管理に関しては,熱中症,食中
		毒,感染症,内部被ばく測定状況などを掲載した。また,今年度から町会回覧を開始した。 イ) 市役所各部署と横断的に取り組むため,10月に行った健康危機管理訓練に,関係部署や船橋市の職員も参加した。また,1月に全庁的に行われた柏市総合防災図上訓練に参加した。
		(4) 情報伝達訓練として、4月、8月、12月に保健所職員を対象とした緊急メールの試行配信を実施し、不着者の登録情報を修正した。 新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等に備えた訓練とし
		て,10月に,保健センターアリーナにおいて,保健所職員の ほか関係部署や船橋市の職員も参加して,PPE着脱訓練と陰 圧テント設営撤収訓練を行い,併せて,船橋市との相互支援協 定に基づく連絡訓練も行った。

平成24年度	結果及び成果	・放射線健康相談については、相談窓口を継続しつつ、相談に対応できる職員の育成を強化し、また、近隣市との情報交換を行った。 ・他団体との相互支援については、船橋市と「保健所業務相互支援協定」を締結した。 ・情報発信については、保健所だよりの町会回覧を開始した。 ・訓練については、保健所職員を対象に緊急メールを用いた情報伝達、関係部署や船橋市職員も含めた防護服の着脱等を実施し、また、全庁的な防災図上訓練に参加した。
	実施したうえでの課題	・県職員の派遣解消に伴い、健康危機管理業務においても市職員の育成が急務となっているため、専門的判断能力の向上・検査体制や監視業務の強化が必要である。 したがって、各種計画やマニュアル等の更なる拡充による対応体制の整備・訓練や研修の充実による人材育成・他団体との協力支援体制の拡充を、引き続き進めていくべきである。 ・市民への情報提供手段の充実(対象世代や緊急性に応じた効果的な配信方法の検討)も重要である。 ・災害時の医療対応における関係機関等との役割分担を明確にする必要がある。
	上記課題に対する対応	・計画類の拡充については、新型インフルエンザ等対策行動計画の 策定に向けて、国県の対応などの情報収集を進めている。 ・人材育成については、放射線健康相談に対応できる職員の育成に ついて、外部研修への参加や内部研修の実施により強化している。 ・情報提供手段の充実については、保健所だよりの町会回覧開始 や、市民向けメール配信サービスの活用により強化をしている。 ・災害時の役割分担の明確化については、防災図上訓練での状況に より課題を整理している。
		・計画やマニュアル類については、順次、更なる拡充に努めたい。 ・人材育成や市民への情報提供手段の拡充については、より効果的 な実施を目指し、先進事例などの情報収集を進めたい。 ・他団体との協力支援体制の拡充については、人事交流、健康危機 発生時の相互支援協定、合同訓練など、船橋市との実績をもとに、 更に強化したい。 ・災害時の役割分担の明確化については、具体的な検討を進める必 要がある。

第 2	2章 第2節 施策1	市民の一人ひとりが積極的な健康づくりに取り組めるために
ű	運営計画の具体的な方策	健康増進計画の策定
	予定していた施策	健康増進計画の策定
	主な実施内容	第1回柏市保健衛生審議会において計画策定の諮問を行い、柏市保健衛生審議会健康増進専門分科会により、5回審議いただいた。 ※今回の審議会にて、別途説明
平 成 2 4 年	結果及び成果	分科会において,「柏市健康増進計画(案)」を作成。 今回の審議会において,「柏市健康増進計画(案)」を内容承認 のうえ答申いただく。 ※今回の審議会にて,別途説明
度	実施したうえでの課題	
	上記課題に対する対応	
F	見直しに向けて	

ij	運営計画の具体的な方策	母子保健ガイドラインを作成し、妊娠・出産から子どもたちの健やかな成長・発達まで、一貫した母子保健サービスが受けることができるような支援機能を整備します
	予定していた施策	母子保健ガイドラインを健康増進計画の具体的な推進策として位置づけ、計画策定に反映。
平	主な実施内容	母子保健ガイドラインを健康増進計画の具体的な推進策として位置づけ、計画策定に反映した。
- 成24年度	結果及び成果	妊娠期からの早期一貫した母子保健・子育て支援の充実に向け, 妊産婦・要保護児童等個別ケースへの支援体制の整備および,幼児 健康診査実施体制の見直し,不活化ポリオワクチン導入による予防 接種の制度改正への対応を実施した。
及	実施したうえでの課題	母子保健ガイドラインに基づく母子保健事業の実施・評価・見直 しを行なう必要がある。
	上記課題に対する対応	・地域診断の実施・医師会・歯科医師会等関係機関との調整・職員の人材育成
Ę	見直しに向けて	母子保健事業の効率的・効果的な実施に向け、子育て支援における地域力の醸成に向けた課内の体制整備を行なう。 ・地域診断を実施し、地域の特性に合わせた保健活動を行う。 ・課内での定期的な研修会や個別ケース支援検討会などを実施することで、職員の人材育成を行う。

	2章 第2節 施策2	病気になったとしても安心して地域で暮らしていくために
ű		「ウェルネス柏」の総合保健医療福祉施設の機能を生かす
	予定していた施策	 (1) 発達障害児支援体制整備 (2) 医療機関・患者会・ボランティアやNPO等の育成支援 (3) がん対策への取り組み (4) 介護予防事業の取り組み (5) 特殊歯科診療所とこども発達センターとの効果的な歯科保健 医療の取組への連携調整
平成24年度	主な実施内容	(1) 発達障害児支援体制整備「整備指針」に基づく人材育成、啓発、関係機関とのネットワークを構築し、個別支援への環境整備を図っている。ア)早期支援担当者会議 イ)こども部会(課題調整会議)ウ)庁内連絡会議 ※ ア・イは柏市障害のある子どもの支援連絡会」ワーキンググループとして早期支援担当者会議を関リーキンググループとして早期支援担当者会議を開催。(神成メンバー:盲福祉課、保育課、こども発達センター、地域健康づくり課の有機的な連携を図るため開催。(2) 医療機関・患者会・ボランティアやNPO等の育成支援柏市民健康づくり推進員連絡協議会活動の支援として、研修会の開催、役員会等の打年度であるため、上半期の研修時に健康教育媒体の展示を行ったほか、役員会では生活習慣病やがんについての課題を成人健診課や保険年金課と連携し、地域での活動に活かせる内容を伝えた。 (3) がん対策への取り組みア)柏市がん対策への取り組みア)柏市がん対策検討会議 (5,9,11月)。庁内関係課との情報共有を図った。また、11月の会議では、議員との意見交換も合わせて実施。3月にも意見交換を予定。イ)がんネットワーク連絡会(5,8,11、2月)。関係機関との情報交換、関係づくりを実施。 詳細は、今回の審議会にて別途説明。 (4) 介護予防事業の取り組みへの連携調整ア)こども発達センター通所児及び保護者への歯科保健下の実施(7月、9月、10月、11月)と歯科健診で、2月予定)支援。イ)こども発達センター通所児及び保護者へ、歯科治療必要時の特殊歯科診療所の紹介、連携(随時)。
	結果及び成果	(1) ア) こども部会 各種関係法の共有化(「障害者自立支援法」「障害者虐待防 止法「児童福祉法」一部改正」)を図り,それらに基づく市 での取り組みに関して協議。

——————————————————————————————————————	結果及び成果	イ) 早期支援担当者会議 ・「ライフサポート手帳の作成に関する検討会議」を立ち上げ、次年度内に試行予定。 ・障害児を持つ親子への支援に関し、各関係機関及び庁内の部署と活発な意見交換や事例検討を通し、支援の方向性を決定した。 ・柏市障害児等療育支援事業に基づく「施設支援」の一環として療育支援に関わる官民のチーム(保健・福祉・教育)を結成し、保育園・幼稚園児で発達の気になる児の園支援を目的に、巡回相談を実施。母子保健の立場により、地域での親子の実態を提供提供し参加した。 (2) 柏市民健康づくり推進員活動への支援は、毎年計画的に実施しており、推進員各自の意識に働きかけるとともに、各地域活動へも展開されるなどの具体的な成果も見られている。 (5) 歯科治療がなかなかできず、口腔の健康づくりがいま一歩できない障害児・者の作業施設の職員や保護者へ、特殊歯科診療所の役割や機能等についての説明会を行い、かかりつけ歯科医機能の推進を図った。
	実施したうえでの課題	 (1) 各種法整備が図られる中、母子保健法等に基づく乳幼児の適切な親子支援及び虐待防止の観点より子育て支援を主軸にしながら関係機関とのネットワークを強化する。 (2) ほかにも施設の機能を活かした団体等への育成支援が実施されていると思われるが、本計画と関連づけた効果的な実施の検討が必要。 (3) 広く市民に啓発し、関係機関の連携を深める上で、柏市がん対策検討会議、がんネットワーク連絡会等を活用し、効果的な活用を検討。 (4) 介護予防の効果的・効率的推進を図るために、定期的な情報交換及び連携が必要。
	上記課題に対する対応	(1)上記の課題に対し、定期的な情報交換及び連携システムの構築に努める。(3)上記会議等を更に活用していく(4)介護保険対象者以外の一般市民への若い世代から寝たきり予防を含む健康づくりの啓発の推進を継続して取り組む。(関係各課が役割分担を担い、推進する)
見直しに向けて		 (1) 各会議(主管:障害福祉課,こども発達センター)は継続して開催予定 (2)ア) 全体研修他,年間2~3回の研修を開催予定 イ) 年7回実施の役員会を,必要に併せて回数を増やして実施予定。研修・広報担当の打合せは随時実施。 (3)ア) がんネットワーク連絡会(年4回予定) イ) 柏市がん対策検討会議(5,8,11,3月)また,11,3月の会議では,議員との意見交換も合わせて実施(予定含む)。 (4) 介護予防関係課等と取り組みや推進状況などについて情報提供などを図る。 (5)ア) こども発達センターでの歯科保健活動については,歯科健診支援年2回,歯科指導年2回を歯科保健支援活動として実施。 イ) 障害者作業所等への歯科保健活動の取り組みを実施している中で,特殊歯科診療所の周知を図り,障害児・者への歯科治療の必要性を積極的に行い,健康づくりの啓発を図る。

	3章 第1節 施策1	柏市保健所職員人材育成の考え方
ĭ	運営計画の具体的な方策	質の高い地域保健サービスの提供を計画・実行できる職員を育成
平成24年度	予定していた施策	(1) 能力開発の目標設定 すべき能力を階層別に設定 (2) 業務マニュアルの見直し 標準的な事務手順を随時改訂 (3) 職場内研修の実施 コミュニケーションを通しての後進の育成 (4) 職場外研修の活用 専門性の習得 (5) 自己啓発の推進 自己研鑽と調査研究の推進 (6) ジョブローテーションの推進 人事交流,所内での配置転換 (7) 職種ごとのキャリアパス策定 個々の職員の能力開発を促し,目標を設定 (8) 県職員派遣終了に伴う対策の検討 千葉県との継続した協議 (9) ワークライフバランスに対応した人員確保 全体の定員管理に配慮し,人員を確保 (10) 効果的な人員確保への取り組み 積極的に学生実習を行い,優秀な人材を確保 (11) 健康危機管理の教訓を生かした取組みの実施 平時からの健康危機意識の醸成
	主な実施内容	(12) 人材育成の評価・推進体制を確立 ワーキンググループの定期的な開催 (1) 人材育成基本方針の中で,到達目標を設定し,活用 (2) 各所属毎に適宜改訂し実施 (3) 定期的な課内研修や,専門的な技術伝達,職層毎の研修,放射能研修などを実施 (4) 国・県主催研修,管内実務研修,専門学会への参加,専門機関研修,放射線医学総合研究所における研修等に参加 (5) 夜間自己啓発研修(行政の基礎,専門研修等)を毎月開催,千葉県公衆衛生学会での発表 (6) 今年度より船橋市との人事交流にて食品衛生担当職員1名実施,課内配置転換 (7) キャリアパスの運用を開始し,課題や問題点を検証 (8) 今後の体制維持のため,千葉県との継続協議を実施 (9) 人事当局と協議し,採用者数を検討 (10) 学生実習の受入れ(千葉大学2名,帝京平成大学8名,慈恵柏看護専門学校20名,野田看護専門学校14名,あびこ助産師専門学校6名,保健医療大学7名,順天堂大学16名,日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校15名,和洋女子大学3名,東京家政学院大学4名,東京家政大学1名,聖徳大学1名,柏三中1名 合計98名) (11) 10月26日防護服着脱訓練,31日に船橋市との「保健所業務相互支援協定」の基づく健康危機管理訓練,8月28日,30日に放射線に関する勉強会,11月27日にリスクコミュニケーションに関する研修を実施 (12) ワーキンググループを定期的に開催し、人材育成基本方針の進捗確認及び評価を実施,キャリアパスの個人評価会議の開催

平成24年度	結果及び成果	今年度予定していた事業・取り組みについては概ね実施済。 キャリアパス運用により到達目標を設定することにより, 意識 の向上が図れた。また, 研修等の実施により, 保健所機能強化 につなげることができた。
	実施したうえでの課題	 ・ 県職員の派遣終了年次(平成24年度末)であるが,市職員に管理職相当の専門職が不足しているため,業務の引継ぎを含めた,人材の確保が急務となっている。 ・ 健康危機管理への取り組みについての更なる実施。 ・ 法改正などに伴う,リアルタイムでのマニュアルの改訂。
	上記課題に対する対応	・ 今後の体制維持のため、千葉県との継続協議を実施していく。・ 健康危機管理については、引き続き研修等を通じ、意識、技術の向上を図る。・ マニュアルの改訂については、今後情報収集に努め、必要時改訂していきたい。
見直しに向けて		 ・キャリアパス,マニュアルの改訂等,必要時実施。 ・効果的な研修の実施と参加 (所内研修,各種専門研修,危機管理研修,採用者・異動者研修等) ・県職員派遣延長の更なる要請と専門職の人事交流の拡大